令和6年度 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等 の調査結果(三重県)について

令和7年10月30日 三重県教育委員会事務局 生 徒 指 導 課

令和6年度	児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について	【概要】	P1~6
令和6年度	公立小中学校及び県立高等学校における暴力行為の状況 ―――――	【別紙1】	P7∼8
令和6年度	公立小中学校及び県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況等 ―	【別紙2】	P9~11
令和6年度	公立小中学校における長期欠席(不登校)の状況等	【別紙3】	P12~14
令和6年度	県立高等学校における長期欠席(不登校)の状況等	【別紙4】	P15~18
合和6年度	県立高等学校における中途 より者数等の状況	【別紙5】	P19~20

令和 6 年度 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果 について【概要】

三重県教育委員会事務局 生徒指導課

1 調査の趣旨

本調査は、文部科学省の調査に合わせて、児童生徒の問題行動等について、 県内の公立学校の状況を調査・分析することにより、その実態を把握し、教 育現場における生徒指導等の一層の充実を図るために実施しているものです。

2 調査について(文部科学省が示している基準等)

(1)暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、その他の学校職員も含む。)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分けています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

(2) いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条第1項)をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

(3)長期欠席

「長期欠席」とは、同一年度における「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、30日以上欠席した(連続したものであるか否かを問わない。)ことをいいます。なお、本調査においては、学校外の教育支援センター等に通い、校長が出席扱いとした場合も欠席日数として含めています。

欠席理由は次によることとします。また、欠席理由が二つ以上あるときは、 主な理由を一つ選んでいます。

- ○「病気」とは、本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、 自宅療養等のため、長期欠席した者の数。
- ○「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- ○「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)の数。
- ○「その他」とは、「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当し ない理由により長期欠席した者の数。
- *「その他」の具体例
 - ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、

家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。

- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している者。
- ・ 感染症の回避(ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。)

(4) 高等学校における中途退学

「中途退学者」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含みません。

3 調査結果の概要

県内の国立・公立(県市町等立)・私立学校における児童生徒の問題行動・ 不登校等の状況等については以下のとおりです。

※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含めています。

(1)暴力行為

【暴力行為の発生件数(校種別)】

(単位:件)

	小学校	中学校	高等学校	合計	1,000人あたり の発生件数
全国	82, 997	40,039	5, 823	128, 859	10.4
三重県 (国公私立)	886	637	108	1,631	9. 1
(うち公立)	872	608	85	1,565	9.7

- ・令和6年度三重県(公立学校)の暴力行為の発生件数は 1,565 件で、令和5年度と比較すると 57 件減少(前年度比 3.5%減)しました。校種別では、小学校 162 件減少(同 15.7%減)、中学校 80 件増加(同 15.2%増)、高等学校 25 件増加(同 41.7%増)となっています。
- ・過去5年間では、小学校は令和5年度が最多、中学校と高等学校は令和6年度が最多となっています。
- ・形態別の発生件数は、対教師暴力 212 件(構成比 13.5%)、生徒間暴力 1,192 件(同 76.2%) 対人暴力 9 件(同 0.6%)、器物損壊 152 件(同 9.7%) です。過去 5 年間、生徒間暴力が最多となっています。

(2) いじめ

【いじめの認知件数(校種別)】

_		· · · · · -				
	小学校	中学校	高等学校	特別支 援学校	合計	1,000人 あたりの 認知件数
全国	610, 612	135, 865	18, 891	3,654	769, 022	61.3
三重県 (国公私立)	4, 278	1, 349	467	48	6, 142	34.0
(うち公立)	4, 226	1,322	430	48	6, 026	37.0

- ・令和6年度三重県(公立学校)のいじめの認知件数は6,026件で、令和5年度と比較すると全体で805件減少(前年度比11.8%減)したものの、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、過去2番目に多い値となっています。校種別では、小学校は583件減少(同12.1%減)、中学校は252件減少(同16.0%減)、高等学校は33件増加(同8.3%増)、特別支援学校は3件減少(同5.9%減)となっています。また、公立学校における令和6年度のいじめの重大事態の発生件数は20件(小学校5件、中学校6件、高等学校8件、特別支援学校1件)です。
- ・過去5年間の認知件数は増加傾向で、1,000 人あたりの認知件数を令和2年度と比較すると、小学校は約1.7倍、中学校は約1.7倍、高等学校は約1.6倍、特別支援学校は約2.2倍と、全ての校種で増加しています。
- ・いじめ発見のきっかけは、小中学校で「アンケート調査など学校の取組により発見した」が最も多く(構成比小学校 57.9%、中学校 27.5%)、過去5年間をみても最も高い状態が続いています。県立高等学校では、「本人からの訴え」が最も多く(同 49.5%)、令和5年度と同じ状態が続いています。特別支援学校では「学級担任が発見した」が最も多く(同 25.0%)、令和2年度から令和5年度まで最も多かった「本人からの訴え」を上回りました。

(3) 不登校

【不登校児童生徒数(小中学校)】

(単位:人)

(単位:件)

	小当	· 校	中:	学校		1,000人あ	
	不登校 児童数	· ·		1,000 人あ たりの不登 校生徒数	合計	たりの不 登校児童 生徒数	
全国	137, 704	23.0	216, 266	67.9	353, 970	38.6	
三重県 (国公私立)	1, 954	23. 2	2, 937	63.3	4, 891	37.5	
(うち公立)	1,936	23.3	2,823	64.7	4,759	37.6	

- ・令和6年度三重県の公立小中学校の不登校児童生徒数は4,759人で、令和5年度と比較すると191人増加(前年度比4.2%増)し、現在の不登校の定義になった平成10年度以降、最多となっています。
- ・公立小中学校 1,000 人あたりの不登校児童生徒数は 37.6 人で、過去 5 年間 でみると年々増加しています。

【不登校生徒数(高等学校)】

	全	日制	定日	時制		1,000 人あ
	不登校 生徒数	1,000 人あ たりの不登 校生徒数	不登校 生徒数	1,000 人あ たりの不登 校生徒数	合計	たりの不登 校生徒数
全国	文部科学	:省の調査では	は公表されて	いません。	67, 782	23.3
三重県 (国公私立)	文部科子省の調査では				1, 322	31. 2
(うち公立)	712	23.4	398	246.0	1, 110	34.6

(単位:人)

(単位:人)

- ・令和6年度県立高等学校の不登校生徒数は1,110人で、令和5年度と比較すると87人増加(前年度比8.5%増)し、調査が開始された平成16年度以降、最多となっています。課程別では、全日制は40人増加(同6.0%増)、定時制は47人増加(同13.4%増)しています。
- ・1,000 人あたりの不登校生徒数は、全日制で23.4人(前年度比1.5人増)、 定時制で246.0人(同19.3人増)となっています。全日制と定時制を合わ せた人数を過去5年間でみると、増加率の大小に差はあるものの、年々増 加しています。

(4) 高等学校における中途退学

【中途退学者数】

	全日	刮制	定用		通信	言制		中途退			
	中途退 学者数	中途退 学率	中途退 学者数	中途退 学率	中途退 学者数	中途退 学率	合計	学率			
全国	小	文部科学省の調査では公表されていません。									
三重県 (国公私立)	<u></u> Друг										
(うち公立)	233 0.77		114	7. 17	22	0.89	369	1.07			

- ・令和6年度県立高等学校の中途退学者数は369人で、令和5年度と比較すると、43人増加(前年度比13.2%増)し、調査が開始された平成4年度以降、令和3年度まで減少傾向であったが、令和4年度から増加に転じています。課程別では全日制31人増加(同15.3%増)、定時制3人増加(同2.7%増)、通信制9人増加(同69.2%増)しています。
- ・中途退学の事由は、全ての課程で「進路変更」が最多となっています。(構成比:全日制60.9%、定時制47.4%、通信制72.7%)

4 今後の対応方針

(1)暴力行為

- ・県立学校の生徒指導担当教員等を対象として、児童生徒が怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないように、アンガーマネジメントに係る研修を行い、各校での取組につなげます。また、取組事例を市町等教育委員会にも共有します。
- ・心理的な側面での支援が必要な場合にはスクールカウンセラーを、暴力行為の背景に、家庭など児童生徒を取り巻く環境が影響している場合にはスクールソーシャルワーカーを派遣します。状況によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員をチームとして派遣し、学校や児童生徒を支援します。

- ・暴力行為の内容に応じて、学校警察連絡制度を活用して、警察との情報共 有や連携強化に取り組むとともに、児童相談所との連携を密にし、暴力行 為の背景にある環境の課題に寄り添った対応を進めます。
- ・学校生活や友人関係などのつまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を養う「レジリエンス教育」を推進し、複数年で利用できるように追加のプログラムの作成・普及に取り組みます。
- ・児童が、法律の意味や役割について学ぶ機会を持ち、社会規範の面からいじめがいけないことに気づくとともに、市民社会のルールを守る姿勢や、いじめを許さない態度・能力を身につけることを目的に、小学校第5学年または第6学年を対象とした弁護士による「いじめ予防のための動画教材」の活用を、県内に推進します。

(2) いじめ

- ・教職員が児童生徒のささいな変化を見逃すことなく適切に受け止め、児童 生徒一人ひとりの状況に応じた対応や支援ができるよう、実践的な研修を 行います。
- ・学校がいじめを発見または情報を得たときには、組織で直ちに認知し解消 に向けて取り組むとともに、いじめの重大事態については、いじめ防止対 策推進法や国のガイドラインに即して対応します。
- ・いじめの迅速・確実な対応を図るため、いじめ対応情報管理システムを活用し、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等のいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に対応します。
- ・学期に1回以上のいじめアンケートを継続するとともに、学習端末等を活用して、自らがいじめを受けていることや周囲でいじめがあることを学校に報告できるようにするなど、学校に相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・保護者向けの「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用し、家庭と協力して子どもの変化や兆候を把握したり、いじめ電話相談や SNS による相談を継続して実施したりすることで、いじめの早期発見・早期対応を進めます。
- ・児童生徒がいじめはいけないと理解するだけでなく、いじめをなくすため にできることを考え、行動につなげられるよう、道徳教育を充実するとと もに、いじめ防止強化月間において、児童生徒が主体となるいじめ防止の 取組を行います。
- 児童生徒がインターネット上におけるいじめなどの被害者や加害者とならないよう、情報モラル教育を進めます。
- ・児童が、いじめを正しく理解し、いじめに至らない人との関わり方を身につけることで、有意義で安心した学校生活を送ることができるよう、小学校第3学年または第4学年を対象としたいじめ予防プログラムを進めます。
- ・児童が、法律の意味や役割について学ぶ機会を持ち、社会規範の面からいじめがいけないことに気づくとともに、市民社会のルールを守る姿勢や、いじめを許さない態度・能力を身につけることを目的に、小学校第5学年または第6学年を対象とした弁護士による「いじめ予防のための動画教材」の活用を、県内に推進します。(再掲)

(3) 不登校

- ・児童生徒が互いの個性を尊重し合える関係を築き、日常の学習活動や学校 行事で学び合ったり、協力したりできる「魅力ある学校づくり」を進めま す。
- ・校内教育支援センターの設置を促進し、自分の教室に入りづらい児童生徒 が安心して学校で過ごすことのできる環境づくりを行います。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談や訪問型 支援等を実施し、専門家を含めたチーム学校としての相談体制の一層の充 実を図ります。
- ・各市町において学びの多様化学校の設置の検討が進むよう、県立みえ四葉 ケ咲中学校での学びの様子や成果、設立時の手続きに関することなどを市 町等教育委員会にも周知します。
- ・不登校児童生徒が、社会的自立に向かうことができるようフリースクール 等民間施設が実施する多様な学びや活動への支援を行います。また、経済 的な事情を抱える児童生徒が、フリースクール等でも学びを継続できるよ う利用料の一部を補助します。
- ・保護者相談会を実施し、不登校の子どもの保護者同士が不安や悩みを話して交流したり、専門家に相談したりする場を提供します。
- ・学校生活や友人関係などのつまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を養う「レジリエンス教育」を推進し、複数年で利用できるように追加のプログラムの作成・普及に取り組みます。(再掲)

(4)中途退学

- ・進学希望の中学生が高等学校の教育内容や特色を理解し、目的意識を持って進学できるよう、高校生活入門講座やホームページによる学校紹介を行います。また、市町等教育委員会やPTA連合会等とともに、日本語指導が必要な生徒や不登校生徒、保護者向けの進学説明会等の取組を進めます。
- ・高等学校入学後、学校生活に早期に適応できるよう、教職員によるオリエンテーション、個人面談、ガイダンス等やスクールカウンセラーによる教育相談等により、生徒の抱える悩みや不安に寄り添い、きめ細かな対応を進めます。
- ・県立教育支援センターにおいて、高等学校を中途退学した生徒を対象に就 学、就職等個々のニーズに応じた支援に取り組むとともに、進路未決定の まま県立高等学校を中途退学した生徒に相談機関の資料を提供するなど、 必要な支援情報が届くよう取り組みます。
- ・高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金を支給するなど、教育費の負担を軽減することで、経済的な理由により修学が困難となる生徒の発生防止を図ります。
- 5 参考資料【三重県(公立学校)の状況】 別紙1~別紙5

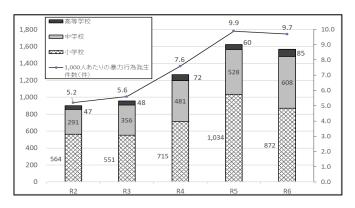
令和6年度 公立小中学校および県立高等学校における暴力行為の状況

1 概要(図1参照)

・令和6年度の公立小中学校および県立高等 学校における暴力行為発生件数は1,565件 で、令和5年度(1,622件)と比較して 57件減少(前年度比3.5%減)している。

- ・公立小中学校および県立高等学校における 1,000人あたりの暴力行為発生件数は9.7 件で、令和5年度(9.9件)より0.2件減 少し、過去5年間で初めて減少に転じた。
- ・小中学校における暴力行為発生件数が依然 として多い要因としては、学校が児童生徒

(図1)暴力行為発生件数の推移 (単位:件)



を丁寧に見守り、ささいな行為も積極的に暴力行為として把握していることが考えられる。

2 校種別状況(表1参照)

(表1)暴力行為発生件数の推移(校種別)(単位:件)

・令和5年度と比較すると、小学校で162 件の減少(15.7%減)、中学校で80件の 増加(15.2%増)、高等学校で25件の増 加(41.7%増)。過去5年間をみると、小 学校は令和5年度が最多、中学校と高等 学校は令和6年度が最多となっている。

	R2	R3	R4	R5	R6	増減人数 (人)	前年度比 (%)
小学校	564	551	715	1, 034	872	▲ 162	▲ 15.7%
中学校	291	356	481	528	608	80	15. 2%
高等学校	47	48	72	60	85	25	41.7%
計	902	955	1, 268	1, 622	1, 565	▲ 57	▲ 3.5%

3 形態別状況 (表2参照)

- ・全ての校種の合計では、対教師暴力が31件の増加(17.1%増)、生徒間暴力が105件の減少(8.1%減)、対人暴力が2件の増加(28.6%増)、器物損壊が15件の増加(10.9%増)となっている。
- ・校種別でみると、全ての校種で生徒間暴力が最多となっており、小学校では668件(構成比76.6%)、中学校では462件(同76.0%)、高等学校では62件(同72.9%)となっている。また、全ての校種の合計では、生徒間暴力1,192件(構成比76.2%)、対教師暴力212件(同13.5%)、器物損壊152件(同9.7%)、対人暴力9件(同0.6%)の順となっており、過去5年間、同様の順となっている。
- ・令和5年度から減少となったのは、小学校における生徒間暴力(19.1%減)および器物損壊(31.4%減)、高等学校における対教師暴力(40.0%減)および対人暴力(100.0%減)となっている。

(表2) 暴力行為発生件数の推移(校種別・形態別)

	v ék			小学校					中学校				ī	高等学校	ξ				合計		
Л	杉態	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
対教師	発生件数 (件)	134	86	170	121	143	26	37	55	55	66	6	4	2	5	3	166	127	227	181	212
暴力	構成比 (%)	23. 8	15.6	23.8	11. 7	16. 4	8.9	10.4	11.4	10.4	10.9	12.8	8.3	2.8	8.3	3. 5	18. 4	13. 3	17. 9	11. 2	13. 5
生徒間	発生件数 (件)	355	399	466	826	668	222	266	365	430	462	31	32	60	41	62	608	697	891	1297	1, 192
暴力	構成比 (%)	62. 9	72. 4	65. 2	79. 9	76. 6	76. 3	74. 7	75. 9	81. 4	76.0	66.0	66. 7	83. 3	68. 3	72. 9	67. 4	73. 0	70.3	80.0	76. 2
対人	発生件数 (件)	2	4	0	1	2	3	2	10	3	7	2	5	2	3	0	7	11	12	7	9
暴力	構成比 (%)	0.4	0.7	0.0	0. 1	0. 2	1.0	0.6	2.1	0.6	1. 2	4. 3	10. 4	2.8	5.0	0.0	0.8	1.2	0. 9	0.4	0.6
器物	発生件数 (件)	73	62	79	86	59	40	51	51	40	73	8	7	8	11	20	121	120	138	137	152
損壊	構成比 (%)	12. 9	11.3	11.0	8. 3	6.8	13. 7	14. 3	10.6	7. 6	12.0	17.0	14. 6	11. 1	18. 3	23. 5	13. 4	12. 6	10.9	8. 4	9. 7
合計	発生件数 (件)	564	551	715	1,034	872	291	356	481	528	608	47	48	72	60	85	902	955	1, 268	1,622	1, 565

※(構成比は、発生件数合計に対する割合)

4 加害児童生徒実人数

(表3·表4参照) (表3)加害児童生徒実人数推移(校種別)(単位:人)

・令和5年度と比較すると、小学校で 162人の減少(前年度比18.6%減)、 中学校で65人の増加(同12.6%増)、 高等学校で26人の増加(同40.0% 増)、全体としては、71人の減少 (同 4.9%減)となっている。 過去5年間をみると、小学校で令和

	R2	R3	R4	R5	R6	増減人数 (人)	前年度比(%)
小学校	413	444	572	872	710	▲ 162	▲ 18.6%
中学校	261	333	419	515	580	65	12.6%
高等学校	48	54	70	65	91	26	40.0%
計	722	831	1,061	1, 452	1, 381	▲ 71	4 . 9%

5年度が最多、中学校と高等学校は令和6年度が最多となっている。

・1,000人あたりの学年別加害児童生徒実人数は、中学1年生(18.2人)が最多。次いで、中 学2年生(14.5人)、小学6年生(10.6人)の順となっている。

(表4) 学年別加害児童生徒実人数と構成比

R6	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	高 4	計
実人数(人)	41	122	122	133	136	156	261	210	109	46	30	14	1	1, 381
構成比(%)	3. 0	8.8	8.8	9. 6	9.8	11. 3	18. 9	15. 2	7. 9	3. 3	2. 2	1.0	0. 1	100.0
1,000人あたりの人数(人)	3. 2	9. 1	8. 7	9. 5	9. 5	10.6	18. 2	14. 5	7. 4	4. 2	2. 8	1. 3	0.4	8.6

5 暴力行為の回数別内訳(表5参照) (表5)暴力行為の回数別人数(校種別)(単位:人)

- ・2回以上暴力行為を行っ た児童生徒は、小学校で 148人(構成比 20.8%)、 中学校で112人(同19.3%)、 高等学校で8人(同8.8%)、 全校種では、268人(同 19.4%) となっている。
- ・令和5年度と比較する と、2回以上暴力行為を 行った児童生徒は、小学 校で15人の減少(9.2%減)、 中学校で27人の増加

	回数	R2 (人)	R3 (人)	R4 (人)	R5 (人)	R6 (人)	構成比 (%)	増減人 数 (人)	前年度 比 (%)
	1回のみ	321	351	460	709	562	79. 2%	▲ 147	▲ 20.7%
小学校	2回以上	92	93	112	163	148	20.8%	▲ 15	▲ 9.2%
	小計	413	444	572	872	710	100.0%	▲ 162	▲ 18.6%
	1回のみ	220	259	321	430	468	80. 7%	38	8.8%
中学校	2回以上	41	74	98	85	112	19.3%	27	31.8%
	小計	261	333	419	515	580	100.0%	65	12.6%
	1回のみ	46	52	66	61	83	91. 2%	22	36.1%
高等学校	2回以上	2	2	4	4	8	8.8%	4	100.0%
	小計	48	54	70	65	91	100.0%	26	40.0%
	1回のみ	587	662	847	1,200	1, 113	80.6%	▲ 87	▲ 7.3%
計	2回以上	135	169	214	252	268	19. 4%	16	6.3%
	全校種計	722	831	1,061	1, 452	1, 381	100.0%	▲ 71	4 .9%

(31.8%増)、高等学校で4人の増加(100.0%増)となっている。

・全校種において2回以上暴力行為を行った児童生徒の構成比は19.4%で、令和5年度からは 2.0 ポイント増加しており、中学校および高等学校における暴力行為増加の要因の一つであ ると考えられる。

参考:2回以上暴力行為を行った児童生徒の構成比

R 2:18.7% R 3:20.3% R 4:20.2% R 5:17.4%

1.574

(単位:件)

1,322

令和6年度 公立小中学校および県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況等

1 概 要 (図1·表1参照)

- ・令和6年度の公立小中学校および県立高等学 校・特別支援学校におけるいじめの認知件数 は全体で6,026件と、令和5年度より805件 (11.8%) 減少した。
- ・1,000 人あたりのいじめ認知件数は 37.0 件 で、令和5年度より4.1件減少している。
- ・令和5年度と比較すると、校種別の1,000人 あたりの認知件数は、小学校は約0.9倍、中 学校は約0.8倍、高等学校は約1.1倍、特別 支援学校は約0.9倍になっており、高等学校 以外の校種でやや減少した。

6,000 ■小学校 ■中学校 4,809 5,000 ■高等学校 4.226 ■特別支援学校 3.907 4.000 3,004 3,000 2,647 2,000

1,051

934 794 1,000 311 19 430 302 383 397 R2 R3 R5 R6 **R4** 合計 3, 764 4, 268 5, 380 6,831 6,026

(図1) いじめの認知件数の推移

(表 1) いじめの 1,000 人あたりの認知件数

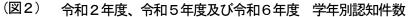
X	分	※学校総数: A(校)[学校基本調 査の校数]	全児童 生徒数	認知学校 数:B(校)	認知率: B/A×100 (%)	認知件数: C (件)	認知件数の 増減(件)	1,000人あたりの認知件数
	R 2	370	90, 818	307	83.0	2,647	282	29. 1
	R 3	364	88, 968	310	85. 2	3,004	357	33.8
小学校	R 4	363	87, 336	308	84.8	3, 907	903	44.7
	R 5	360	85, 426	302	83. 9	4,809	902	56.3
	R 6	360	82, 971	286	79.4	4, 226	▲ 583	50.9
	R 2	159	45, 027	130	81.8	794	▲ 41	17.6
	R 3	159	45, 159	133	83.6	934	140	20.7
中学校	R 4	158	44, 629	133	84. 2	1,051	117	23. 5
	R 5	157	44, 105	134	85.4	1, 574	523	35. 7
	R 6	157	43, 614	131	83.4	1, 322	▲ 252	30.3
	R 2	67	37, 810	59	88. 1	302	72	8.0
	R 3	67	36, 326	54	80.6	311	9	8.6
高等学校	R 4	67	35, 384	55	82. 1	383	72	10.8
	R 5	67	34, 672	58	86.6	397	14	11.5
	R 6	67	34, 584	60	89.6	430	33	12.4
	R 2	18	1, 747	8	44.4	21	4	12.0
	R 3	18	1,779	8	44.4	19	▲ 2	10.7
特別支援学 校	R 4	18	1, 763	8	44.4	39	20	22. 1
	R 5	18	1,803	10	55.6	51	12	28.3
	R 6	18	1,807	11	61.1	48	▲ 3	26.6
	R 2	614	175, 402	504	82. 1	3, 764	317	21.5
	R 3	608	172, 232	505	83. 1	4, 268	504	24.8
合計	R 4	606	169, 112	504	83.2	5, 380	1, 112	31.8
	R 5	604	166, 006	504	83.4	6,831	1, 451	41.1
	R 6	604	162, 976	488	80.8	6,026	▲ 805	37.0

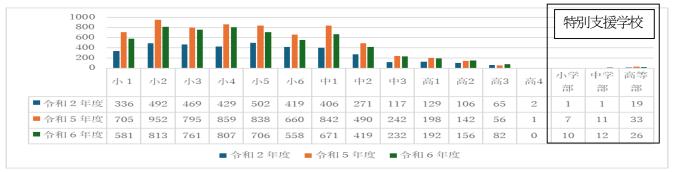
※高等学校の学校総数は全日制、定時制、通信制を併設している学校はそれぞれの課程につき1校として計上。 ※学校総数は、休校(小学校:18校、中学校:7校)の学校も含む。

[※]分校は1校として計上。

2 学年別認知件数(図2参照)

- ・令和6年度の学年別認知件数は、令和5年度と比較すると高等学校の2年生と3年生、特別支援学校の小学部と中学部で増加し、それ以外では減少した。
- ・令和2年度と比較すると、各校種の学年別認知件数は、高等学校の4年生以外で増加している。最も増加している学年は、小学校では4年生で378件(約1.9倍)、中学校では1年生で265件(約1.7倍)、高等学校では1年生で63件(約1.5倍)、特別支援学校では中学部で11件(12.0倍)である。





3 いじめの発見のきっかけ(表2参照)

・公立小中学校では、「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多く(小学校 57.9%、中学校 27.5%)、過去5年間をみても最も高い状態が続いている。高等学校では、「本人からの訴え」が最も多く (高等学校 49.5%)、昨年度同様、令和2年度から4年度まで最も多かった「アンケート調査など学校の取り組みにより発見」を上回っている。特別支援学校では「学級担任が発見」が最も多く(特別支援学校 25.0%)、昨年までもっとも多かった「本人からの訴え」を上回った。

(表2) いじめの発見のきっかけ

	//\	 学校	中:	学校	高等	学校	特別支	Σ援学校	i	i †
	件数	割合	件数	割合	件数	割合				割合
アンケート調査など学校の取組により発見	2,447	57.9%	364	27.5%	59	13.7%	10	20.8%	2,880	47.8%
本人からの訴え	562	13.3%	337	25.5%	213	49.5%	9	18.8%	1121	18.6%
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	563	13.3%	221	16.7%	84	19.5%	7	14.6%	875	14.5%
学級担任が発見	228	5.4%	108	8.2%	15	3.5%	12	25.0%	363	6.0%
児童生徒(本人を除く)からの情報	190	4.5%	89	6.7%	24	5.6%	4	8.3%	307	5.1%
学級担任以外の教職員が発見(養護、スクールカウンセラー等を除く)	97	2.3%	151	11.4%	20	4.7%	0	0.0%	268	4.4%
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	109	2.6%	41	3.1%	8	1.9%	1	2.1%	159	2.6%
その他	30	0.7%	11	0.8%	7	1.6%	5	10.4%	53	0.9%
地域住民からの情報	3	0.1%	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	6	0.1%
養護教諭が発見	8	0.2%	6	0.5%	1	0.2%	0	0.0%	15	0.2%
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	10	0.2%	1	0.1%	2	0.5%	0	0.0%	13	0.2%
匿名による投書など	5	0.1%	0	0.0%	2	0.5%	5	10.4%	12	0.2%
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	4	0.1%	1	0.1%	2	0.5%	0	0.0%	7	0.1%
計	4,226	100.0%	1,322	100.0%	430	100.0%	48	100.0%	6,026	100.0%

4 いじめの解消状況 (表3参照)

- ・ 令和6年度のいじめの解消件数は4,552件で、令和5年度より506件減少したものの、解消率は75.5%で、令和5年度を1.5ポイント上回った。
- ※「いじめ防止等のための基本的な方針」

(文部科学省: 平成29年3月改定) により、いじめの 解消は被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくと も3か月継続していることとなった。

・次年度6月末の解消状況について、令和6年度の解消率 は94.6%で令和5年度を1.7ポイント下回った。

【参考】次年度6月末の解消状況

令和2年度:94.9% 令和3年度:92.1% 令和4年度:92.1%

(表3) いじめの解消状況

区分	解消して	いるもの
	R5	R6
小学校(件)	3,518	3,231
解消率(%)	73.2	76.5
中学校(件)	1,224	1,009
解消率(%)	77.8	76.3
高等学校(件)	282	278
解消率(%)	71.0	64.7
特別支援学校(件)	34	34
解消率(%)	66.7	70.8
計(件)	5,058	4,552
解消率(%)【R7.3月末時点】	74.0	75.5

5 いじめの態様 (表4参照)

- ・「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の認知件数に占める割合は 55.1%で、令和 元年度以降をみても全校種とも最も高い状態が続いている。
- ・「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の認知件数に占める割合は 25.1% で、2番目に多い態様となっている。

(表4) いじめの態様(複数回答)

いいみの作せ		小学村	交(件)	中学村	交(件)	高等学	校(件)	特別支援	学校(件)	計(件)
いじめの態様		R5	R6								
認知件数(総数)		4,809	4,226	1,574	1,322	397	430	51	48	6,831	6,026
冷やかしやからかい、悪口や脅	認知件数	2,098	2,274	866	757	233	264	27	23	3,224	3,318
し文句、嫌なことを言われる。	構成比	43.6%	53.8%	55.0%	57.3%	58.7%	61.4%	52.9%	47.9%	47.2%	55.1%
仲間外れ、集団による無視をさ	認知件数	510	481	107	88	30	62	1	3	648	634
れる。	構成比	10.6%	11.4%	6.8%	6.7%	7.6%	14.4%	2.0%	6.3%	9.5%	10.5%
	認知件数	1,017	1,191	167	269	40	42	10	11	1,234	1,513
てたたかれたり、蹴られたりする。	構成比	21.1%	28.2%	10.6%	20.3%	10.1%	9.8%	19.6%	22.9%	18.1%	25.1%
ひどくぶつかられたりたたかれ	認知件数	365	370	122	137	17	22	2	4	506	533
たり、蹴られたりする。	構成比	7.6%	8.8%	7.8%	10.4%	4.3%	5.1%	3.9%	8.3%	7.4%	8.8%
金品をたかられる。	認知件数	41	42	21	18	17	1	0	0	79	61
並出るためである。	構成比	0.9%	1.0%	1.3%	1.4%	4.3%	0.2%	0.0%	0.0%	1.2%	1.0%
金品を隠されたり、盗まれたり、	認知件数	266	458	63	133	23	48	1	13	353	652
壊されたり、捨てられたりする。	構成比	5.5%	10.8%	4.0%	10.1%	5.8%	11.2%	2.0%	27.1%	5.2%	10.8%
嫌なことや恥ずかしいこと、危	認知件数	609	769	125	160	43	63	6	11	783	1,003
険なことをされたり、させられた	構成比	12.7%	18.2%	7.9%	12.1%	10.8%	14.7%	11.8%	22.9%	11.5%	16.6%
パソコンや携帯電話等でひぼ	認知件数	108	120	138	161	52	71	12	8	310	360
う・中傷や嫌なことをされる。	構成比	2.2%	2.8%	8.8%	12.2%	13.1%	16.5%	23.5%	16.7%	4.5%	6.0%
その他	認知件数	144	43	33	19	40	15	4	4	221	81
CONE	構成比	3.0%	1.0%	2.1%	1.4%	10.1%	3.5%	7.8%	8.3%	3.2%	1.3%

6 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法(表5参照)

・全ての公立小中学校および県立高等学校でアンケート調査を実施している。特別支援学校ではアンケート回答が難しい児童生徒の実情に応じて、アンケート調査に変えて面談や家庭訪問を行い確認している。

(表5) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法(複数回答)

(単位:校)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	計
(回答対象校数)	(342)	(150)	(67)	(18)	(577)
アンケート調査の実施	342	150	67	17	576
個別面談の実施	299	145	55	11	510
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と 児童生徒との間で日常的に行われている日記等	226	145	3	6	380
家庭訪問	290	138	16	9	453
その他	8	7	2	2	19

7 いじめの重大事態の発生件数

- ・公立学校における令和6年度のいじめの重大事態の発生件数は20件であった。(小学校5件、中学校6件、 高等学校8件、特別支援学校1件)
- ・県立学校で発生した重大事態の調査報告書には、生徒同士のトラブルを把握した場合には教員間で共有を図り、いじめの早期把握および対応など適切に対処すること、教育活動全体を通じてSNSの危険性やトラブル防止についての学習を実施すること、オンライン相談フォームの案内を定期的に行うなど、いつでも悩みを相談できる体制を構築すること、部活動内においても生徒がいじめの問題について自分事として考える機会を設けることなどが提言された。

令和6年度 公立小中学校における長期欠席(不登校)の状況等

1 概要(表1・表2・図1・図2参照)

- ・令和6年度の公立小中学校における長期欠席児童生徒数は6,439人で、小学校は2,870人、中学校は3,569人となっている。理由別では、「病気」1,165人、「経済的理由」0人、「不登校」4,759人、「その他」515人となっている。
- ・不登校児童生徒数は、4,759人(1,000人あたりの不登校児童生徒数は37.6人)で、前年度と比較して191人増加(前年度比4.2%増)。現在の不登校の定義になった平成10年以降、最多となっている。また、過去5年間で年々増加しているが、増加率は鈍化している。
- ・不登校児童生徒のうち、50日以上欠席している児童生徒数は3,712人(小学校1,370人、中学校2,342人)で、不登校児童生徒全体の78.0%となっている。
- ・不登校児童生徒のうち、90 日以上欠席している児童生徒数は 2,541 人(小学校814人、中学校1,727人)で、不登校児童生徒全体の53.4%となっている。
- ・学年別の不登校児童生徒数は、学年が進むにつれ増加する傾向があり、中学3年生の1,073人が最多となっている。

(表1)理由別長期欠席者の状況

	大 「 「 「 大種 」 在籍者語	左筢夹粉		理由別長期	明欠席者数		計	不登校児童
	校種	(人)	病気 (人)	経済的理由 (人)	不登校 (人)	その他 (人)	(人)	生徒の割合 (%)
	小学校	85, 426	590	0	1, 769	413	2, 772	2. 07
R5	中学校	44, 105	700	0	2, 799	133	3,632	6. 35
	合計	129, 531	1, 290	0	4, 568	546	6, 404	3. 53
	小学校	82, 971	548	0	1, 936	386	2,870	2. 33
R6	中学校	43, 614	617	0	2,823	129	3, 569	6. 47
	合計	126, 585	1, 165	0	4,759	515	6, 439	3. 76

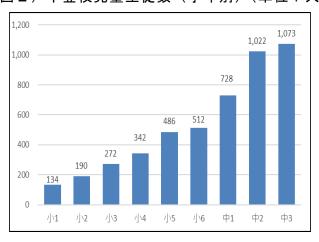
(表2) 不登校児童生徒数の推移

			小	学校					中等	学校			
区分	(A)全児童 数 (人)	(B) 不登校児 童数(人)	不登校児童 数の増減率 (%)	1,000人あた り不登校児 童数 (人)	不登校児童 生徒のう ち、50日以 上欠席して いる児童 (人)	不登校児童 生徒のう ち、90日以 上欠席して いる児童数 (人)	(A)全生徒 数 (人)	(B)不登校生 徒数(人)	不登校児童 数の増減率 (%)	1,000人あた り不登校生 徒数 (人)	不登校児童 生徒のう ち、50日以 上欠席して いる生徒数 (人)	不登校児童 生徒のう ち、90日以 上欠席して いる生徒数 (人)	不登校児童 生徒数の 合計(人)
R2	90, 818	823	18.4	9.1		381	45, 027	1,616	0.2	35.9		1,002	2, 439
R3	88, 968	1,059	28.7	11.9		436	45, 159	2,084	29.0	46.1		1, 220	3, 143
R4	87, 336	1,356	28.0	15.5		620	44, 629	2,489	19.4	55.8		1,508	3, 845
R5	85, 426	1,769	30.5	20.7	1,276	784	44, 105	2,799	12.5	63.5	2,319	1,709	4, 568
R6	82, 971	1,936	9. 4	23.3	1,370	814	43, 614	2,823	0.9	64.7	2,342	1,727	4, 759

(図1) 不登校児童生徒数の推移



(図2) 不登校児童生徒数 (学年別) (単位:人)



2 不登校児童生徒について把握した事実(表3参照)

- ・不登校児童生徒について把握した事実は、小中学校ともに上位3項目が「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」、「生活リズムの不調に関する相談があった。」、「不安・抑うつの相談があった。」となっている。
- ・小学校において把握した事実は、「生活リズムの不調に関する相談があった。」(694人、前年度比19.4%増)が最も多い。次いで、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(626人、同9.6%増)、「不安・抑うつの相談があった。」(517人、同8.4%増)の順で多くなっている。
- ・中学校において把握した事実は、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(958人、前年度 比5.2%減)で最も多い。次いで、「生活リズムの不調に関する相談があった。」(852人、同27.7%増)、「不 安・抑うつの相談があった。」(795人、同13.1%減)の順で多くなっている。

(表3) 不登校児童生徒について把握した事実(複数選択回答あり) (単位:人)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
学校種		1いじめの被害の情報や相談があった。	2 題の情報や相談があった。 いじめ被害を除く友人関係をめぐる	3 教職員との関係をめぐる問題の情報	4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が	5 だのきまり等に関する相談があっ	6 転編入学、進級時の不適応による相	あった。	8 相談があった。 親子の関わり方に関する問題の情報	9 生活リズムの不調に関する相談があ	0 あそび、非行に関する情報や相談が	相談があった。 学校生活に対してやる気が出ない等	12 不安・抑うつの相談があった。	な教育的支援の求めや相談があった30障がい(疑いを含む)に起因する特	1めや相談があった。4個別の配慮(13以外)についての	15 左記に該当なし
	\	٥	問	ゃ	見		談	が	ゃ	っ		の		°别	求	
	小学校	33	212	65	291	38	44	240	414	581	20	571	477	119	117	
R5	中学校	27	505	66	324	51	87	170	335	667	92	1,011	915	121	108	
	合 計	60	717	131	615	89	131	410	749	1,248	112	1,582	1,392	240	225	
	小学校	31	218	65	329	42	42	284	413	694	30	626	517	181	169	98
R6	中学校	32	380	69	495	66	113	216	387	852	137	958	795	196	146	128
	合 計	63	598	134	824	108	155	500	800	1,546	167	1,584	1,312	377	315	226

※令和6年度より「左記に該当なし」が追加

3 継続の不登校児童生徒数と新たな不登校児童生徒数(表4参照)

- ・ 令和6年度の新たな不登校児童生徒数は、小学校では920人 (47.5%)、中学校では916人 (32.4%)。
- ・令和5年度から継続の不登校児童生徒数は、小学校では1,016人(52.5%)、中学校では1,907人(67.6%)。
- ・令和6年度の新たな不登校児童生徒の小中学校合計の割合は、不登校児童生徒全体の38.6%(前年度比9.2 ポイント減)になっている。

(表4)継続の不登校児童生徒数と新たな不登校児童生徒数 (単位:人)

	学校種		小学校中学校						校			
	学年	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
	不登校児童生徒数	123	170	254	317	396	509	1,769	729	1,043	1,027	2,799
R5	新たな不登校児童生徒数	123	126	154	176	205	216	1,000	483	432	268	1,183
	継続の不登校児童生徒数		44	100	141	191	293	769	246	611	759	1,616
	不登校児童生徒数	134	190	272	342	486	512	1,936	728	1,022	1,073	2,823
R6	新たな不登校児童生徒数	134	96	142	153	207	188	920	327	370	219	916
	継続の不登校児童生徒数		94	130	189	279	324	1,016	401	652	854	1,907

4 相談・指導を受けた専門機関等(表5・表6・表7参照)

- ・学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた児童生徒は、小学校 1,163 人(前年度比 40 人増)、中学校 1,697 人(同 6 人増)となっている。学校内外の施設や機関等で相談・指導を受けた児童生徒の割合は、不 登校児童生徒全体の 60.1%(前年度比 1.5 ポイント減)、小学校では 60.1%(同 3.4 ポイント減)、中学校 では 60.1%(同 0.3 ポイント減)となっている。
- ・学校内において、相談・指導を受けた機関等として最も多いのは、小中学校ともに「スクールカウンセラー、

相談員等による専門的な相談を受けた」で、小学校 518 人で不登校児童全体の 26.8% (前年度比 4.5 ポイント減)、中学校 677 人で不登校生徒全体の 24.0% (同 0.5 ポイント減) となっている。

- ・学校外において、相談・指導を受けた機関等として最も多いのは、小中学校ともに「病院、診療所」で小学校では、347人で不登校児童全体の17.9%(昨年度比2.6ポイント増)、中学校では526人で不登校生徒全体の18.6%(同0.3ポイント減)となっている。次いで多いのが、「教育支援センター」で小学校では、265人で不登校児童全体の13.7%(同2.2ポイント減)、中学校では420人で不登校生徒全体の14.9%(同0.2ポイント増)になっている。
- ・学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち、教職員から継続的な指導・相談を 受けていた (養護教諭を除く) 児童生徒数は、1,884人 (99.2%) となっている。

(表5) 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒

☆和c左 束	小兽	学校	中学	校	計	-
令和6年度	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
不登校児童生徒数	1,936	_	2,823	_	4,759	_
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒	1,163	60.1	1,697	60.1	2,860	60.1
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒	773	39.9	1,126	39.9	1,899	39.9

※割合は、不登校児童生徒数に対する割合

(表6)不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等(複数回答)

	Б /\	小 学	单 校	中与	学校	計	
	区分	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学	養護教諭による専門的な指導を受けた人数	275	14.2	415	14.7	690	14.5
校	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	518	26.8	677	24.0	1,195	25.1
内	上記による相談・指導等を受けた実人数	685	35.4	916	32.4	1,601	33.6
	教育支援センター	265	13.7	420	14.9	685	14.4
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	233	12.0	258	9.1	491	10.3
	児童相談所、福祉事務所	152	7.9	169	6.0	321	6.7
学校	保健所、精神保健福祉センター	9	0.5	5	0.2	14	0.3
外	病院、診療所	347	17.9	526	18.6	873	18.3
	民間団体、民間施設	102	5.3	87	3.1	189	4.0
	上記以外の機関等	73	3.8	84	3.0	157	3.3
	上記の機関等での相談・指導等を受けた実人数	825	42.6	1,200	42.5	2,025	42.6

(表7)学校内外の施設や機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の うち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数

	小 学 校 中 学 校				計		
区 ガ	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒	773	1	1,126	1	1,899	_	
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数	767	99.2	1,117	99.2	1,884	99.2	

5 不登校児童生徒への指導結果(表8参照)

- ・指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒」は、小学校では469人(24.2%)、中学校では849人(30.1%)となっている。
- ・登校する又はできるようになった児童生徒の割合は、27.7%(前年度比4.5ポイント減)となっている。

(表8) 不登校児童生徒への指導結果

ᅜ	小鸟	党 校	中	学校	計		
区 分	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	469	24.2	849	30.1	1,318	27.7	
指導中の生徒	1,467	75.8	1,974	69.9	3,441	72.3	
合 計	1,936	_	2,823	_	4,759	_	

6 不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について(表9参照)

・不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価を反映した人数は1,095人(小学校298人、中学校797人) となっている。

※本年度より新設された質問項目です。

(表9)不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価を反映した人数(複数回答)

区公	小 学 校	中 学 校	計
ΔЛ	人数(人)	人数(人)	人数(人)
学校外の学習の成果を成績に反映させた実人数	298	797	1,095

令和6年度 県立高等学校における長期欠席(不登校)の状況等

1 概 要(表1・表2・図1・図2参照)

- ・ 令和6年度の県立高等学校における長期欠席生徒数は1,706人で、全日制は971人、定時制 は 735 人となっている。理由別では「病気」289 人、「経済的理由」15 人、「不登校」1,110 人、「その他」292人となっている。
- 不登校生徒数は1,110人(前年度比87人増、8.5%増)。全日制は712人(同40人増、6.0% 増)、定時制は398人(同47人増、13.4%増)。全日制・定時制ともに調査が始まった平成16 年度以降、最多となっている。
- 1,000 人あたりの不登校生徒数は全日制で23.4人(前年度比1.5人増)、定時制で246.0人(同 19.3 人増)、全体では34.6 人(同2.9 人増)となっている。
- ・ 不登校生徒のうち、50 日以上欠席している生徒数は588人(全日制318人、定時制270人) で、不登校生徒全体の53.0%となっている。
- ・ 不登校生徒のうち、90 日以上欠席している生徒数は 218 人(全日制 99 人、定時制 119 人)で、 不登校生徒全体の19.6%となっている。
- ・ 学年別の不登校生徒数は、全日制・定時制ともに2年生が最多となっている。

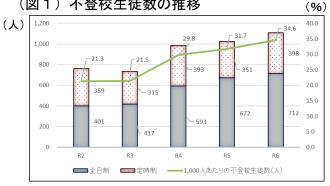
(表 1) 理由別長期欠席者の状況

				理中创制制	明欠席者数			不登校生徒
	課程	在籍者数 (人)	病気 (人)	経済的理由	不登校(人)	その他 (人)	計 (人)	が豆枝生徒 の割合 (%)
	全日制	30,718	289	0	672	83	1,044	2.19
R5	定時制	1,548	41	25	351	247	664	22.67
	合 計	32,266	330	25	1,023	330	1,708	3.17
	全日制	30,436	243	0	712	16	971	2.34
R6	定時制	1,618	46	15	398	276	735	24.60
	合 計	32,054	289	15	1,110	292	1,706	3.46

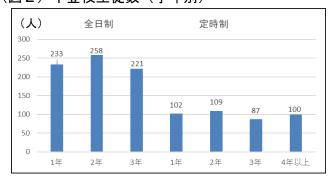
(表2) 不登校生徒数の推移

			全日	1制					定則	寺制		
区分	(A)全生徒 数 (人)	(B) 不登校生 徒数(人)	不登校生徒 数の増減率 (%)	1,000人当た りの不登校 生徒数 (人)	不登校生徒 のうち、50 日以上欠席 している生 徒数(人)	不登校生徒 のうち、90 日以上欠席 している生 徒数(人)	(A)全生徒 数 (人)	(B) 不登校生 徒数(人)	不登校生徒 数の増減率 (%)	1,000人当た りの不登校 生徒数 (人)	不登校生徒 のうち、50 日以上欠席 している生 徒数(人)	不登校生徒 のうち、90 日以上欠席 している生 徒数(人)
R2	34, 018	401	▲ 22.3	11.8		53	1,625	359	37. 0	220. 9		123
R3	32, 508	417	4. 0	12.8		57	1, 596	315	▲ 12.3	197. 4		114
R4	31, 521	593	42. 2	18.8		101	1,602	393	24.8	245. 3		142
R5	30, 718	672	13. 3	21. 9	301	88	1,548	351	▲ 10.7	226. 7	241	125
R6	30, 436	712	6. 0	23. 4	318	99	1,618	398	13. 4	246. 0	270	119

(図1) 不登校生徒数の推移



(図2) 不登校生徒数(学年別)



※単位制については相当する学年に割り振っています。

2 不登校生徒について把握した事実(表3参照)

- ・ 不登校生徒について把握した事実は、全日制・定時制ともに上位3項目が「生活リズムの不調に関する相談があった」、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」「不安・抑うつの相談があった」となっている。
- ・ 全日制では「生活リズムの不調に関する相談があった」(前年度比36人増、1.8%増)が最も多い。次いで、「不安・抑うつの相談があった」(同6人増、4.8%増)、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」(57人減、0.2%減)の順で多くなっている。
- ・ 定時制では「生活リズムの不調に関する相談があった」(同13人増、1.8%減)が最も多い。次いで「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」(同24人減、0.2%増)、「不安・抑うつの相談があった」(同13人増、4.8%減)の順で多くなっている。

(表3) 不登校生徒について把握した事実(複数選択回答あり) (単位:人)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		がい	がをい	題教	未学	談学	た不入	報家	題親	相生	やあ	出学	た不	求因障	たつ個	左
		あじ	あめじ	の職	提業	が校	∘適学	や庭	の子	談活	相そ	な校	◦安	めすが	。い別	記
		つめ	つぐめ	情員	出の	あの	応、	相生	情の	がリ	談び	い生	•	やるい	ての	I.
		たの	たる被	報と	が不	っき	に転	談活	報関	あズ	が、	等活	抑	相特へ	の配	該
		∘被	∘問害	やの	見振	たま	よ編	がの	やわ	っL	あ非	のに	j	談別疑	求慮	当
		害	題を	相関	らや	ه ۱	る入	あ変	相り	たの	つ行	相対	つ	がない	ďΛ	な
		Ø	の除	談係	れ頻	等	相学	つ化	談方	∘ 不	たに	談し	0	あ教を	† 1	l
,	\	情	情く	がを	た繁	[5	談、	たに	がに	調	∘関	がて	相	つ育含	相 3	
		報	報友	あめ	。な	関	が進	。関	あ関	[す	あや	談	た的む	談以	
		ゃ	や人	つぐ	宿	すっ	あ級	すっ	つす	関土	გ #	っる 	が	∘支◡	が外	
		相 談	相関 談係	たる 。問	題 の	る 相	つ時の	る 情	たる 。問	す る	情 報	た気 ∘ が	5	援にの起	あっ	
							0				-		2		っに	
	全日制	14	113	9	112	22	37	34	71	210	51	225	173	16	22	
R5	定時制	2	13	0	19	11	7	21	18	151	4	97	66	3	3	
	合計	16	126	9	131	33	44	55	89	361	55	322	239	19	25	
	全日制	34	98	15	111	19	21	53	82	246	46	168	179	14	26	106
R6	定時制	3	18	7	24	0	4	30	37	164	10	73	53	7	8	80
	合計	37	116	22	135	19	25	83	119	410	56	241	232	21	34	186

[※]本年度より調査項目に「左記に該当なし」が追加されています。

3 継続の不登校生徒数と新たな不登校生徒数 (表 4 参照)

- ・ 令和6年度の新たな不登校生徒数は、全日制561人(78.8%)、定時制186人(46.7%)で、合計747人(67.3%、前年度比0.4ポイント増)となっている。
- ・ 令和5年度から継続の不登校生徒数は、全日制151人(21.2%)、定時制212人(53.3%)で、合計363人(32.7%、前年度比0.4ポイント減)となっている。

(表4)継続の不登校生徒数と新たな不登校生徒数 (単位:人)

	学校種		<u>全</u> E	1制				定時制			全·定
	学年	1	2	3	計	1	2	3	4年以上	計	合計
	不登校生徒数	237	218	217	672	99	87	87	78	351	1,023
R5	新たな不登校生徒数	214	179	154	547	56	35	34	12	137	684
	継続の不登校生徒数	23	39	63	125	43	52	53	66	214	339
	不登校生徒数	233	258	221	712	102	109	87	100	398	1,110
R6	新たな不登校生徒数	197	206	158	561	76	55	31	24	186	747
	継続の不登校生徒数	36	52	63	151	26	54	56	76	212	363

[※]単位制については相当する学年に割り振っています。

4 相談・指導等を受けた専門機関等(表5・表6・表7参照)

- ・ 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた生徒は、全日制388人(9人増)、定時制128人(4人増)となっている。学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた生徒の割合は、全日制54.5%(前年度比1.9ポイント減)、定時制32.2%(同3.1ポイント減)となっている。
- ・ 学校内において、最も多いのは、全日制、定時制ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」で、全日制 233 人で不登校生徒全体の 32.7% (前年度比 19 人増、0.9 ポイント増)、定時制 50 人で不登校生徒全体の 12.6% (同3人減、2.5 ポイント減) となっている。
- 学校外において、最も多いのは、全日制、定時制ともに「病院、診療所」で、全日制 172 人で不登校生徒全体の 24.2% (前年度比 23 人増、2.0 ポイント増)、定時制 38 人で不登校生徒全体の 9.5% (同 6 人増、0.4 ポイント増) となっている。
- ・ 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた (養護教諭を除く) 生徒は、全日制316人で不登校生徒全体の97.5% (前年度比48人増、6.0%増)、定時制223人で不登校生徒全体の82.6% (前年度比14人増、9.5%減) となっている。

(表5) 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校生徒

令和6年度		全日制		寺制	計	
7 和0年及	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
不登校生徒数	712	_	398	-	1,110	-
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校生徒	388	54.5%	128	32.2%	516	46.5%
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒	324	45.5%	270	67.8%	594	53.5%

(表6) 不登校生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等(複数回答)

	E /\	全日	3制	定明	持制	liia	†
	区分	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学	養護教諭による専門的な指導を受けた人数	129	18.1	29	7.3	158	14.2
校	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	233	32.7	50	12.6	283	25.5
内	上記による相談・指導等を受けた実人数	287	40.3	68	17.1	355	32.0
	教育支援センター	2	0.3	2	0.5	4	0.4
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	3	0.4	1	0.3	4	0.4
	児童相談所、福祉事務所	15	2.1	12	3.0	27	2.4
学校	保健所、精神保健福祉センター	2	0.3	0	0.0	2	0.2
外外	病院、診療所	172	24.2	38	9.5	210	18.9
	民間団体、民間施設	5	0.7	3	0.8	8	0.7
	上記以外の機関等	16	2.2	2	0.5	18	1.6
	上記の機関等での相談・指導等を受けた実人数	198	27.8	52	13.1	250	22.5

※割合は、不登校生徒数に対する割合

(表7) 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない不登校生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた人数

R /\	全日	- 制	定明	制	ilia	†
区分	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒	324	-	270	ı	594	_
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数	316	97.5	223	82.6	539	90.7

5 不登校生徒への指導結果(表8参照)

- 「指導の結果、登校する又はできるようになった生徒」は、全日制では340人(47.8%)、定時制では126人(31.7%)となっている。
- ・ 登校する又はできるようになった生徒 の割合は、42.0% (前年度比 4.5 ポイ ント増) となっている。

(表8) 不登校生徒への指導結果状況(単位:人)

区分	全日制	定時制	合計
指導の結果登校する又はできるようになった生徒	340	126	466
指導中の生徒	372	272	644
合 計	712	398	1,110

6 不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況 (表9参照)

- ・ 遠隔授業を受けた生徒は、全日制 123 人(17.3%)、定時制 11 人(2.8%)で、合計 134 人(12.1%) となっている。
- ・ 遠隔授業を受けた生徒のうち単位を修得した生徒は、全日制 65 人 (52.8%)、定時制 4 人 (36.4%) で、合計 69 人 (51.5%) となっている。

(表9) 不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況

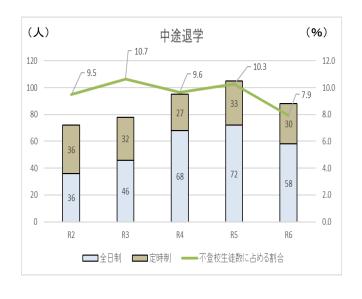
☆和c 左曲	全日	3制	定明	詩制	===	†
令和6年度	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
不登校生徒数	712	-	398	-	1,110	-
学校教育法施行規則第88条の3に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた	123	17.3%	11	2.8%	134	12.1%
遠隔授業を受けた生徒のうち、遠隔授業によって単位を修得した	65	52.8%	4	36.4%	69	51.5%

7 不登校生徒のうち、中途退学・原級留置になった生徒数(図3・図4参照)

- ・ 不登校生徒のうち、中途退学となった生徒数は、全日制 58 人(前年度比 14 人減)、定時制 30 人(同 3 人減)で、計 88 人(不登校生徒数に占める割合: 7.9%、同 2.4%減)となっている。
- ・ 不登校生徒のうち、原級留置となった生徒数は、全日制 44 人 (同1人減)、定時制 15 人 (同 3 人増) で、計 59 人 (不登校生徒数に占める割合: 5.3%、同0.3%減)となっている。

(図3) 不登校のうち、中途退学になった生徒数

(図4) 不登校のうち、原級留置になった生徒数





令和6年度 県立高等学校における中途退学者数等の状況

1 中途退学の概要(表1・図1・図2・図3参照)

- ・ 令和6年度の県立高等学校における中途退学者は、全課程で増加している。
- ・中途退学者数は、全体で369人(前年度比43人増)。全日制233人(同31人増)、定時制114人(同3人増)、通信制22人(同9人増)となっている。
- ・中途退学率は、全体で 1.07% (前年度比 0.13 ポイント増)。全日制 0.77% (同 0.11 ポイント増)、定時制 7.17% (同 0.01 ポイント増)、通信制 0.89% (同 0.35 ポイント増) となっている。
- ・ 過去5年間では、中途退学者数、中途退学率ともに、令和2年度から令和3年度にかけては減少傾向であったが、令和4年度からは年々増加している。

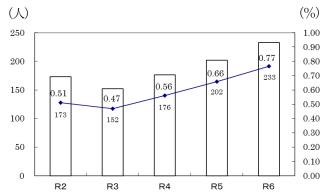
(表 1) 中途退学者数・中途退学率推移 ※中退率は年度当初の在籍生徒数に対する割合

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全日制	中退者数(人)	173	152	176	202	233
	中退率(%)	0. 51	0.47	0. 56	0.66	0.77
定時制	中退者数(人)	124	126	123	111	114
	中退率(%)	7. 61	7.88	7. 67	7. 16	7. 17
通信制	中退者数(人)	24	12	17	13	22
	中退率(%)	1. 10	0.54	0.78	0.54	0.89
合	計 (人)	321	290	316	326	369
	中退率(%)	0.85	0.80	0.90	0.94	1.07

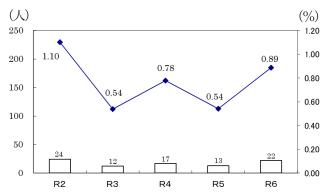
(図2) 中途退学者数及び中途退学率の推移(定時制)



(図1)中途退学者数及び中途退学率の推移(全日制)



(図3) 中途退学者数及び中途退学率の推移(通信制)



2 学科・学年別中途退学者数等(表2参照)

- 全日制における学科別の中途退学者数及び 中途退学率は、普通科104人(中途退学率 0.62%)、専門学科91人(同0.80%)、 総合学科38人(同1.65%)となっている。
- ・学年別の中途退学者数及び中途退学率は、 1年生154人(中途退学率1.41%)、 2年生124人(同1.16%)、 3年生50人(同0.47%)、 4年生以上41人(同1.79%)となっている。
- ・中途退学者全体に占める割合は、1年生 41.7%、2年生33.6%、3年生13.6%、 4年生以上11.1%となっている。

(表2) 学年別中途退学者数及び中途退学率

				全日制			中	华华II	通信制	中退者全体	
		普通科		専門学科		総合学科	定時制		旭旧制	K	合計
		学年制	単位制	学年制	単位制	単位制	学年制	単位制	単位制	占める割合	
1年生	在学者数 (人)	4, 415	1, 161	3, 351	537	797	41	410	211	-	10, 923
	中退者数 (人)	59	5	40	6	13	4	23	4	ı	154
	中退率 (%)	1.34	0.43	1.19	1.12	1.63	9.76	5.61	1.90	41.7	1.41
	在学者数 (人)	4, 337	1, 182	3, 280	514	760	12	346	257	ı	10, 688
2年生	中退者数 (人)	32	1	33	4	19	1	24	10	-	124
	中退率 (%)	0.74	0.08	1.01	0.78	2.50	8.33	6.94	3.89	33.6	1.16
	在学者数 (人)	4, 480	1, 158	3, 213	513	742	18	312	174	-	10,610
3年生	中退者数 (人)	4	3	7	1	6	4	20	5	-	50
	中退率 (%)	0.09	0.26	0.22	0.19	0.81	22.22	6.41	2.87	13.6	0.47
	在学者数 (人)	-	-	-	-	-	14	436	1,838	-	2, 288
4年生	中退者数 (人)	-	-	-	-	-	0	38	3	-	41
	中退率 (%)	-	-	-	-	-	0.00	8.72	0.16	11.1	1.79
	在学者数 (人)	13, 232	3, 501	9,844	1,564	2, 299	85	1,504	2,480	ı	34, 509
合計	中退者数 (人)	95	9	80	11	38	9	105	22	ı	369
	中退率 (%)	0.72	0.26	0.81	0.70	1.65	10.59	6.98	0.89	-	1.07
学科別在学者数(人)		16,	16, 733 11,		408	2, 299	1, 589		2,480		
学科別中退者数(人)		10)4	9	1	38	114		22	/	/
学科別中退率(%)		0.	62	0.80		1.65	7.17		0.89		

※単位制については相当する学年に割り振っています。

3 事由別中途退学者(表3・表4・表5参照)

- ・全日制、定時制において、令和5年度までは、「学校生活・学業不適応」が最も多かったが、令和6年度からは、「進路変更」が最も多くなっている。
- ・通信制においては、「進路変更」が最も多く、令和3年度以降、同様の傾向となっている。
- ※ (表3、表4、表5における構成比は、中途退学者数合計に対する割合。)

(表3)中途退学者事由別比較(全日制)

		R	2	R3		R4		R5		R	6
	事 由	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
学業ス	下振	16	9. 2	23	15. 1	23	13. 1	26	12. 9	23	9. 9
学校生	生活・学業不適応	60	34. 7	49	32. 2	64	36. 4	102	50. 5	47	20.2
進路変	更更	54	31.2	43	28.3	54	30. 7	57	28. 2	142	60.9
	別の高校への入学を希望	14	8. 1	14	9.2	20	11. 4	19	9. 4	44	18.9
	専修・各種学校への入学を希望	1	0.6	2	1.3	4	2. 3	1	0.5	4	1.7
	就職を希望	26	15.0	14	9.2	18	10. 2	21	10.4	80	34. 3
	高等学校卒業程度認定試験を希望	4	2.3	6	3. 9	6	3. 4	6	3.0	6	2.6
	その他	9	5. 2	7	4.6	6	3. 4	10	5. 0	8	3.4
病気	病気・けが・死亡		9.8	9	5. 9	13	7. 4	9	4. 5	9	3. 9
経済的	経済的理由		0.6	0	0.0	2	1. 1	0	0.0	0	0.0
家庭の事情		5	2. 9	14	9. 2	8	4. 5	7	3. 5	10	4.3
問題行動等		17	9.8	9	5. 9	6	3. 4	1	0.5	0	0.0
その他の理由		3	1.7	5	3.3	6	3. 4	0	0.0	2	0.9
	合計	173	_	152	_	176	_	202	_	233	_

(表4)中途退学者事由別比較(定時制)

		R	2	R	R3		R4		R5		.6
	事 由	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数(人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数(人)	構成比 (%)
学業	学業不振		0.0	3	2.4	4	3. 3	1	0.9	1	0.9
学校生	生活・学業不適応	50	40.3	41	32. 5	39	31.7	41	36. 9	27	23.7
進路変	進路変更		29.0	51	40.5	41	33. 3	41	36. 9	54	47.4
	別の高校への入学を希望	4	3. 2	2	1.6	5	4. 1	5	4. 5	5	4. 4
	専修・各種学校への入学を希望	2	1.6	1	0.8	1	0.8	3	2. 7	1	0.9
	就職を希望	23	18. 5	32	25. 4	27	22.0	27	24. 3	39	34. 2
	高等学校卒業程度認定試験を希望	2	1.6	3	2.4	3	2.4	1	0.9	0	0.0
	その他	5	4.0	13	10.3	5	4. 1	5	4. 5	9	7. 9
病気	病気・けが・死亡		4.0	2	1.6	5	4. 1	4	3. 6	5	4. 4
経済的	経済的理由		3. 2	0	0.0	4	3.3	3	2. 7	2	1.8
家庭の事情		12	9. 7	23	18. 3	17	13.8	7	6. 3	14	12.3
問題征	問題行動等		0.8	3	2. 4	0	0.0	1	0. 9	2	1.8
その他の理由		16	12. 9	3	2.4	13	10.6	13	11.7	9	7. 9
	合 計	124	_	126	_	123	_	111	_	114	_

(表5) 中途退学者事由別比較(通信制)

		R	2	R	R3		R4		R5		6
	事 由	人数 (人)	構成比 (%)								
学業ス	学業不振		0.0	0	0.0	1	5. 9	6	46. 2	1	4. 5
学校生	上活・学業不適応	16	66. 7	1	8.3	3	17. 6	0	0.0	0	0.0
進路変	進路変更		25.0	7	58. 3	11	64. 7	6	46. 2	16	72.7
	別の高校への入学を希望	1	4.2	2	16. 7	1	5. 9	4	30.8	0	0.0
	専修・各種学校への入学を希望	0	0.0	0	0.0	1	5. 9	0	0.0	1	4. 5
	就職を希望	0	0.0	3	25.0	5	29. 4	1	7. 7	9	40.9
	高等学校卒業程度認定試験を希望	2	8.3	0	0.0	4	23. 5	1	7. 7	5	22.7
	その他	3	12.5	2	16. 7	0	0.0	0	0.0	1	4. 5
病気	病気・けが・死亡		0.0	2	16. 7	2	11.8	0	0.0	2	9. 1
経済的理由		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
家庭の事情		2	8.3	2	16. 7	0	0.0	1	7. 7	1	4. 5
問題行動等		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の理由		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	9. 1
	合 計	24	_	12	_	17	_	13	_	22	